

入札公告（説明書）

令和8年1月30日
東日本高速道路株式会社 北海道支社
支社長 宮入 徹往

次のとおり簡易公募型プロポーザル方式について公示します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるものほか、この『入札公告（説明書）』及び『共通入札公告（令和7年4月版）』（以下、『共通入札公告』という。）に記載のとおり実施します。

よって、本件競争入札に参加する者は、『共通入札公告』4-2-1.に示す契約図書について内容を十分に確認し、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加してください。

1. 調達手続の概要

1-1	契約件名（調査等名）	令和8年度 北海道支社管内 道路計画基礎検討業務
1-2	業務内容	履行箇所、数量及び履行期間等については、別添『特記仕様書（案）』又は『金抜設計書』を参照のこと
1-3	契約責任者	NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 宮入 徹往
1-4	契約担当部署	NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課 (住所) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5-12-30 (電話) 011-896-5777 (mail) ki-r-hokkaido@e-nexco.co.jp
1-5	入札方法	電子入札
1-6	内訳明細書（入札時）	必要…『共通入札公告』4-4-1.を参照のこと
1-7	契約書の作成	必要（作成方法については落札者と協議する）…入札者に対する指示書[26]を参照のこと
1-8	支払条件	前金払の有無：「有」
1-9	入札手続き日程	本書『2. 入札手続き日程』を参照のこと
1-10	競争参加資格要件等	『共通入札公告』4-3-1. 及び本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-11	指名併用理由	本件競争入札においては非該当
1-12	設計業務成果品等の貸与	閲覧資料の有無：「無」

1-13	見積活用方式の有無	本書『競争参加資格要件等一覧表』を参照のこと
1-14	その他	特記事項なし

2. 入札手続き日程

2-1	審査基準日	本書 2-3. に示す「参加表明書」の提出期間の最終日
2-2	契約図書の配布期間	入札公告の日 から 令和 8 年 2 月 16 日まで
2-3	参加表明書の提出期限	<p>【提出期限】 入札公告の日 から 令和 8 年 2 月 16 日 16 時 00 分まで ※『共通入札公告』4-3-5. ~4-3-6. に示す調達手続に参加するための条件等を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[9]に従い、電子入札システムにより提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量 (3MB) を超える場合は、入札者に対する指示書【電子入札】[9] [2] (6) に示すとおり提出書類を書留郵便等又は電子メール（資格審査アドレス又は担当者アドレスに限る）により提出すること。なお、書留郵便等により提出する場合は、2 部提出すること。</p> <p>【提出書類】 別添 様式集に定める参加表明書様式</p>
2-4	技術提案書の提出者選定及び提出要請日	令和 8 年 3 月 4 日を予定 ※技術提案書の提出者に選定しない場合は、非選定通知書を送付します。
2-5	非選定通知にかかる理由の説明請求期限日	非選定の通知をした日の翌日から 7 日（休日を含まない）以内の休日を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分まで
2-6	技術提案書の提出期限	<p>【提出期限】 令和 8 年 3 月 24 日 16 時 00 分 ※『共通入札公告』4-3-7. ~4-3-11. に示す技術提案書に関する事項及び別添「技術提案書作成説明書」を十分に確認のうえ提出すること。</p> <p>【提出方法】 電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄に、技術提案書に必要な書類一式を添付し提出すること。 なお、提出書類が添付可能な総容量 (3MB) を超える場合は、以下に</p>

		<p>示す 1) 又は 2) の手続きにより提出すること。</p> <p>1) 電子メール（資格審査アドレス又は担当者アドレス）により提出するとともに、電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄には、技術提案書様式 1 のみを添付し提出すること。</p> <p>2) 入札者に対する指示書の様式 1 「電子入札におけるファイル添付可能容量超過に伴う対応について」を作成し、技術提案書に必要な書類と共に書留郵便等により 2 部提出するとともに、電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄には、様式 1 「電子入札におけるファイル添付可能容量超過に伴う対応について」のみを添付すること。</p> <p>【提出書類】 別添 様式集に定める技術提案書様式</p>
2-7	技術提案書に関するヒアリング期間	<p>【実施期間】 令和 8 年 3 月 30 日 から 令和 8 年 4 月 3 日 までを予定</p> <p>【実施場所】 NEXCO 東日本 北海道支社 会議室 又は Web 会議システム</p>
2-8	技術提案書の特定通知日	<p>令和 8 年 5 月 11 日を予定</p> <p>※技術提案書の提出者に選定しない場合は、非選定通知書を送付します。</p>
2-9	非特定通知にかかる理由の説明請求期限日	<p>非特定の通知をした日の翌日から起算して 7 日（休日を含まない。）以内の休日を除く毎日、10 時 00 分から 16 時 00 分まで</p>
2-10	参考見積書の提出期限	<p>【提出期限】 令和 8 年 3 月 24 日 16 時 00 分</p> <p>※参考見積書の提出対象者は、技術提案書の提出者のみとする。</p> <p>入札公告（説明書）技術評価項目及び評価基準で示す参考業務規模に対する技術提案書の提案内容に基づく参考見積書を提出すること。</p> <p>【提出方法】 電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄に、参考見積書に必要な書類一式を添付し提出すること。</p> <p>なお、提出書類が添付可能な総容量（3MB）を超える場合は、以下に示す 1) 又は 2) の手続きにより提出すること。</p> <p>1) 電子メール（資格審査アドレス又は担当者アドレス）により提出するとともに、電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄には、技術提案書様式 1 のみを添付し提出すること。</p> <p>2) 入札者に対する指示書の様式 1 「電子入札におけるファイル添付可能容量超過に伴う対応について」を作成し、技術提案書に必要な書類と共に書留郵便等により 2 部提出するとともに、電子入札システムの『技術提案書』画面の添付欄には、様式 1 「電子入札におけるファイル添付可能容量超過に伴う対応について」のみを添付すること。</p>

		<p>【提出書類】 別添 様式集 技術提案書に定める参考見積書及び添付資料</p> <p>【提出部数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書留郵便等の場合 CD-R : 2部（添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料はMicrosoft Excelで保存、価格の根拠を示す資料は自由形式で保存） ・電子メールの場合：データ1部（添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料は Microsoft Excel で保存、価格の根拠を示す資料は自由形式で保存）
2-11	参考見積書に関する問い合わせ期間	令和8年3月30日から令和8年4月3日までを予定
		<p>【提出期限】 令和8年4月10日 16時00分</p> <p>【提出方法】 書留郵便等または電子メール（資格審査アドレスまたは担当者アドレスに限る）により提出すること。また、電子メールの総ファイル容量が15MB（メール本文の容量を含む）を超える場合は、電子メールでの受信ができないことから、15MBを超えない容量に分割のうえ提出してください。</p>
2-12	訂正参考見積書提出期限	<p>【提出書類】 別添 様式集 技術提案書に定める参考見積書及び添付資料</p> <p>【提出部数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・書留郵便等の場合 CD-R : 2部（添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料はMicrosoft Excelで保存、価格の根拠を示す資料は自由形式で保存） ・電子メールの場合：データ1部（添付資料のうち見積書に記載された価格の内訳を示す資料は Microsoft Excel で保存、価格の根拠を示す資料は自由形式で保存）
2-13	見積書の提出期限	<p>【提出期限】 特定した見積者に別途通知する。 なお、『共通入札公告』4-5に示す見積合わせに関する事項を確認のうえ提出すること。 また、『共通入札公告』4-4-1. ④に示す内訳明細書についても見積書と併せて提出すること。 <u>※内訳明細書は、Microsoft Excelにより作成することとし、参考見積書を提出した項目の摘要欄には「見積対象」と記載すること。</u> <u>（金抜設計書様式のとおり）</u></p>

		<p>【提出方法】 入札者に対する指示書【電子入札】[12]から[14]に従い、電子入札システムにより提出すること。</p> <p>【提出書類】 『共通入札公告』4-4-1. に定める書類</p>
2-14	見積執行日時	特定した見積者に別途通知する。
2-15	見積執行場所	本書 1-4. に示す契約担当部署
2-16	本件競争入札に関する質問受付期間	<p>【受付期間】 入札公告の日 から 令和 8 年 3 月 13 日 16 時 00 分まで</p> <p>【受付場所】 本書 1-4. に示す契約担当部署</p> <p>【受付方法】 質問書面（様式自由）を電子メール又書留郵便等（書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。）により行政機関の休日（以下、「休日」という。）を除く毎日 16 時までに提出すること。</p>
2-17	質問に対する回答期間	質問書受領日の翌日から原則として 5 日以内（休日を除く。）
2-18	資料の閲覧期間 (設計業務成果品等の貸与)	本件競争入札においては非該当

※各提出書類については、交付図書及び入札者に対する指示書の様式をお使いください。

※各文書について、電子メール、書留郵便等による提出方法の詳細は、入札者に対する指示書の冒頭「お知らせ」を参照のこと。受付期限内に提出のない場合や、普通郵便、持参、ZIP ファイル形式による提出は受け付けない。(16. 入札に関する質問受付期間【受付方法】電子メールについては、送付アドレスの限定はない)

競争参加資格要件等一覧表

業務名		令和8年度 北海道支社管内 道路計画基礎検討業務					
調達手続の概要	競争契約の方法	簡易公募型プロポーザル方式(総合評価型)					
	落札者の決定方法	一					
	見積活用方式の対象	有					
	基本契約方式の対象	対象外	設計業務名(その1)	-			
	評価値の算出方法	一					
	入札ボンド	対象外					
	履行ボンド	対象					
	審査時期	事前審査					
		下記に示す業種区分の「令和7・8年度競争参加資格」を有する者であること。					
業種区分		環境関連調査					
企業に求める事項	審査基準	審査基準日において、平成22年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。					
		業務実績情報システム(以下、「テクリス」という。)の業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。					
		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3		
		道路	道路	調査・計画			
		道路	道路	維持管理			
競争参加要件	審査基準	審査基準日において、次に掲げる基準を満たす技術者を、本件業務に配置できる者であること。					
		審査基準日において、平成22年度以降に元請として完成及び受渡しが完了した業務において、次に示す同種業務の実績を有すること。					
		テクリスの業務実績データ(技術データ)で次のいずれかのデータ登録を行っている者。または、同等の契約実績のある者であること。					
		業務分野	業務段階1	業務段階2	業務段階3		
		道路	道路	調査・計画			
		道路	道路	維持管理			
競争参加要件	技術者資格	手持ち業務が、次に該当しないこと。					
		①1件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数が10件以上 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」がある場合の①の件数は5件以上とする。					
		※手持ち業務は、審査基準日の時点で契約中の業務のみとする。ただしNEXCO東日本が発注した調査等において、余裕期間制度を適用した契約業務については、受注者が設定した余裕期間内は手持ち業務に含めない。					
競争参加要件	競争参加資格未資格者	施工管理(調査等)業務の受注者	業務名) -	受注者名) -			
			業務名) -	受注者名) -			
その他							

技術評価項目及び評価基準

参加表明者に提出を求める参加表明書の作成、技術提案書の提出者を選定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

簡易公募型プロポーザル方式_総合評価型			技術評価点(満点)	100点																																		
評価項目		評価基準																																				
参加表明者の経験及び能力	実績等	企業の同種業務の実績	次の基準で評価する。																																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> </tr> <tr> <td>評価点=配点×係数a</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>係数a:同種業務の発注機関及び受渡し時期</td> <td colspan="3"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受渡し時期 発注機関</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合</td></tr> <tr> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない</td><td>0.00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			評価基準				評価点=配点×係数a				係数a:同種業務の発注機関及び受渡し時期				受渡し時期 発注機関	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合	同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	上記に該当しない	0.00							
評価基準																																						
評価点=配点×係数a																																						
係数a:同種業務の発注機関及び受渡し時期																																						
受渡し時期 発注機関	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合																																			
同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25																																			
同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12																																			
上記に該当しない	0.00																																					
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同種業務の成績	次の基準で評価する。																																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> </tr> <tr> <td>評価点=配点×係数a×(業務評定点-70)/20</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>※業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>係数a:同種業務の発注機関及び受渡し時期</td> <td colspan="3"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受渡し時期 発注機関</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合</td></tr> <tr> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>同種業務実績が国土交通省の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない</td><td>0.00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			評価基準				評価点=配点×係数a×(業務評定点-70)/20				※業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。				※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。				係数a:同種業務の発注機関及び受渡し時期				受渡し時期 発注機関	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合	同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12	上記に該当しない
評価基準																																						
評価点=配点×係数a×(業務評定点-70)/20																																						
※業務評定点が90点以上の場合、業務評定点を90点とする。																																						
※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。																																						
係数a:同種業務の発注機関及び受渡し時期																																						
受渡し時期 発注機関	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合																																			
同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25																																			
同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12																																			
上記に該当しない	0.00																																					
参加表明者の経験及び能力	成績・表彰等	企業の同一業種区分における表彰実績	次の基準で評価する。																																			
			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> </tr> <tr> <td>評価点=配点×係数a</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>係数a:同種業務の表彰対象及び表彰時期</td> <td colspan="3"></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表彰時期 表彰対象</td><td>同種業務実績の受渡しが令和5年4月1日以降である場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務実績の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合</td></tr> <tr> <td>同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>実績なし</td><td>0.00</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>			評価基準				評価点=配点×係数a				係数a:同種業務の表彰対象及び表彰時期				表彰時期 表彰対象	同種業務実績の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合	同種業務実績の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合	同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績	1.00	0.50	0.25	同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績	0.50	0.25	0.12	実績なし	0.00							
評価基準																																						
評価点=配点×係数a																																						
係数a:同種業務の表彰対象及び表彰時期																																						
表彰時期 表彰対象	同種業務実績の受渡しが令和5年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間の場合	同種業務実績の受渡しが平成28年4月1日から令和3年3月31日までの間の場合																																			
同一業種区分においてNEXCO東日本の社長表彰又は支社長表彰の実績	1.00	0.50	0.25																																			
同一業種区分においてNEXCO東日本の事務所長表彰の実績	0.50	0.25	0.12																																			
実績なし	0.00																																					
<p>◇留意事項</p> <p>①同一業種区分とは、本業務の競争参加資格要件における業種区分であることをいう。</p> <p>②平成28年度以降に表彰を受けた業務のうち、「環境調査」「交通量調査・解析」「気象関係調査」のいずれかは「環境関連調査」と、「標識設計」「造園設計」のいずれかは「その他土木設計」と、「電気設備設計」「通信設備設計」「機械設備設計」のいずれかは「施設設備設計」と、「権利調査」「土地評価調査」「物件等調査」「事業損失関係調査」のいずれかは「補償関連調査」とそれぞれ同一業種区分とする。</p>					5点																																	

配置予定管理技術者の経験及び能力	実績等	配置予定管理技術者の同種業務の経験	次の基準で評価する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th rowspan="2">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">評価点=配点×係数a</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数a:同種業務の発注機関及び受渡し時期</td> <td>30点</td> </tr> <tr> <td>受渡し時期 発注機関</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合</td></tr> <tr> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない</td><td colspan="4" rowspan="2">0.00</td></tr> </tbody> </table>	評価基準				配点	評価点=配点×係数a				係数a:同種業務の発注機関及び受渡し時期				30点	受渡し時期 発注機関	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合	同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12	上記に該当しない	0.00					
評価基準				配点																																
評価点=配点×係数a																																				
係数a:同種業務の発注機関及び受渡し時期				30点																																
受渡し時期 発注機関	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合																																	
同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25																																	
同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務	0.50	0.25	0.12																																	
上記に該当しない	0.00																																			
配置予定管理技術者の経験及び能力	成績等	配置予定管理技術者の同種業務の成績	次の基準で評価する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">評価基準</th> <th rowspan="2">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">評価点=配点×係数a×(技術者評定点-70)/20 ※技術者評定点が90点以上の場合、技術者評定点を90点とする。 ※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">係数a:同種業務の発注機関及び受渡し時期</td> <td>25点</td> </tr> <tr> <td>受渡し時期 発注機関</td><td>同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合</td><td>同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合</td><td>同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合</td></tr> <tr> <td>同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務</td><td>1.00</td><td>0.50</td><td>0.25</td></tr> <tr> <td>同種業務実績が国土交通省の発注業務</td><td>0.50</td><td>0.25</td><td>0.12</td></tr> <tr> <td>上記に該当しない</td><td colspan="4" rowspan="2">0.00</td></tr> </tbody> </table>			評価基準				配点	評価点=配点×係数a×(技術者評定点-70)/20 ※技術者評定点が90点以上の場合、技術者評定点を90点とする。 ※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。				係数a:同種業務の発注機関及び受渡し時期				25点	受渡し時期 発注機関	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合	同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25	同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12	上記に該当しない	0.00			
評価基準				配点																																
評価点=配点×係数a×(技術者評定点-70)/20 ※技術者評定点が90点以上の場合、技術者評定点を90点とする。 ※評価点の算定値は小数第4位以下を切り捨てとする。																																				
係数a:同種業務の発注機関及び受渡し時期				25点																																
受渡し時期 発注機関	同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間の場合	同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31日までの間の場合																																	
同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務	1.00	0.50	0.25																																	
同種業務実績が国土交通省の発注業務	0.50	0.25	0.12																																	
上記に該当しない	0.00																																			
配置予定管理技術者の経験及び能力	配置予定管理技術者の手持ち業務件数	次の基準で評価する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th rowspan="2">評価</th> <th rowspan="2">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配置予定管理技術者が、次に該当する場合は選定(評価)しない。 ①件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数が10件以上 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」がある場合の①の件数は5件以上とする。</td> <td>①に該当しない</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td></td> <td>①に該当する</td> <td>不適</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇留意事項 手持ち業務は、審査基準日の時点での契約中の業務のみとする。ただしNEXCO東日本が発注した調査等において、余裕期間制度を適用した契約業務については、受注者が設定した余裕期間内は手持ち業務に含めない。</p>				評価基準		評価	配点	配置予定管理技術者が、次に該当する場合は選定(評価)しない。 ①件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数が10件以上 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」がある場合の①の件数は5件以上とする。	①に該当しない	適		①に該当する	不適	-																				
評価基準		評価	配点																																	
配置予定管理技術者が、次に該当する場合は選定(評価)しない。 ①件500万円以上の管理技術者又は担当技術者として従事している手持ち業務について契約件数が10件以上 なお、手持ち業務に「低入札価格調査対象業務」がある場合の①の件数は5件以上とする。	①に該当しない			適																																
	①に該当する	不適	-																																	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	次の基準で評価する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">評価基準</th> <th rowspan="2">評価</th> <th rowspan="2">配点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-50-12]（※調査等共通仕様書を適用する場合）に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。</td> <td>いずれも該当しない</td> <td>適</td> </tr> <tr> <td></td> <td>いずれかに該当する</td> <td>不適</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table>				評価基準		評価	配点	以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-50-12]（※調査等共通仕様書を適用する場合）に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。	いずれも該当しない	適		いずれかに該当する	不適	-																				
評価基準		評価	配点																																	
以下のいずれかに該当する場合には評価しない。 ①再委任の内容が主たる部分[共通仕様書1-19-1]若しくは秘密の保持[共通仕様書1-50-12]（※調査等共通仕様書を適用する場合）に係る場合。 ②業務の分担構成が不明瞭、又は不自然である場合。	いずれも該当しない			適																																
	いずれかに該当する	不適	-																																	
技術提案書の提出者を選定する方法		技術提案書の選定方法は次のとおりとする。 ①『競争参加資格要件等一覧表』に示す競争参加資格のすべてを満足し、かつ、参加表明書の評価において不適とされなかった提出者の中から、参加表明者の評価点の高い者より技術提案書の提出者の選定を行う。 ②技術提案書の提出者として3者を選定する。ただし、同評価又は同等程度評価の提出者が3者を超えて存在する場合、又は参加表明書の提出者が3者に満たない場合にはこの限りではない。 ③入札手続き中の辞退等により選定者が2者以下になった場合には、追加選定を行うことがある。なお、追加選定にあたり参加表明書の再提出は求めず、また、技術提案書の提出期限日は変更しない。																																		

技術提案書の選定者に提出を求める技術提案書の作成、技術提案書を特定するための技術評価項目、評価基準及び配点は次のとおりとする。

簡易公募型プロポーザル方式_総合評価型	技術評価点(満点)	100点
---------------------	-----------	------

評価項目		評価基準							
配置予定管理技術者の経験及び能力	実績等	配置予定管理技術者の同種業務の実績	次の基準で評価する。						
			評価基準					配点	
			評価点=配点×係数a					40点	
			係数a:同種業務の発注機関及び受渡し時期						
			受渡し時期 発注機関		同種業務実績の受渡しが令和4年4月1日以降である場合	同種業務実績の受渡しが令和2年4月1日から令和4年3月31までの間の場合	同種業務実績の受渡しが平成27年4月1日から令和2年3月31までの間の場合		
同種業務実績がNEXCO東日本、NEXCO中日本又はNEXCO西日本の発注業務		1.00	0.50	0.25					
同種業務実績が国土交通省、首都高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社の発注業務		0.50	0.25	0.12					
上記に該当しない		0.00							
業務への取り組み姿勢		次の基準で評価する。							
		評価基準							
		業務理解度		業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。		5点			
		実施手順		業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。		10点			
		その他		有益な代替案、重要事項の指摘がある場合に優位に評価する。		10点			
評価方法は次の通りとする。 ①「業務への取り組み姿勢」に記載された内容と、その内容に対するヒアリングを行い、総合的に評価を行う。 ②次の審査基準により、評価者(3名)が評価項目毎に各社を相対的に評価する。 【配点が5(10)点の場合】 5(10)点(相対的に非常に優れている) 4(8)点(相対的に優れている) 3(6)点(普通) 0(0)点(妥当でない) ③各評価者の評価の平均点が評価点となる。		留意事項							

特定テーマに対する技術提案	次の基準で評価する。	評価基準		配点		
		的確性 ・地形、環境、地域特性などの与条件との整合が高い場合に優位に評価する。 ・必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法等)が網羅されている場合に優位に評価する。 ・業務の事業に対する重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の難易度に相応しい提案となっている場合に優位に評価する。 ・業務の的確性に著しく欠ける場合は特定しない。				
		實現性 ・提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。 ・提案内容を裏付ける類似実績等が明示されている場合に優位に評価する。 ・利用しやすくする技術基準類が適切な場合に優位に評価する。 ・提案内容によって想定される事業費が適切な場合に優位に評価する。 ・業務の実現性に著しく欠ける場合は特定しない。				
		独創性 ・工学的知見に基づく全く新しい提案がある場合に優位に評価する。 ・周辺分野、異分野技術を援用した、高度な検討・解析手法の提案がある場合に優位に評価する。 ・ただし、汎用的な検討・解析手法のみで提案に工夫が見られない場合は特定しない。				
特定テーマ		交通量推計における交通量配分手法及び現況再現精度向上の具体的な取り組み				
評価方法は次の通りとする。 ①「特定テーマに対する技術提案」に記載された内容と、その内容に対するヒアリングを行い、総合的に評価を行う。 ②次の審査基準により、評価者(3名)が評価項目毎に各社を相対的に評価する。 【配点が10(15)点の場合】 10(15)点(相対的に非常に優れている) 8(12)点(相対的に優れている) 6(9)点(普通) 0(0)点(妥当でない) ③各評価者の評価の平均点が評価点となる。						
参考業務規模	次の基準で評価する。	評価基準		配点		
		・代替案を含めて提示した参考業務規模と大きく乖離した場合は特定しない。 ・提案内容に対して見積が不適切な場合は特定しない。				
	参考業務規模(税込)		15百万円			
技術提案書に関するヒアリング	(1)ヒアリングでは、技術提案書に記載された次の事項について質疑応答を行う。 イ. 配置予定管理技術者の業務経験について ロ. 業務の取組姿勢及び特定テーマに対する技術提案について ハ. 総額について ニ. 参考見積書の内容について (2)ヒアリング時の追加資料は受理しない。 (3)ヒアリングは質疑応答を含め40分程度とする。					